

兵庫県立森林大学校 就学支援制度 (給付金・貸付金・奨学金・免除)

大学校在学時には、就学・就業支援を目的とする下記4種類の制度がある。

各制度には、それぞれ条件が存在するため、自身の適合をよく確認することとし、就学・就業に活用できるものを選択すること。

[緑の青年就業準備給付金] 担当：研修課

(1) 給付の条件

- ・ 林業への就業予定時の年齢が、原則45歳未満であること。
- ・ 林業へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。
(他職種や公務員、公社など直接林業に就業しない場合は、全額返納が必要です。)
- ・ 兵庫県立森林大学校の専攻科で研修を受けること。
- ・ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること。
- ・ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するもの）の雇用契約を締結していないこと。
- ・ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- ・ 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

(2) 給付金額及びその期間

最大 142万円/円（最長2年間）（※予算状況により変動します。）

[林業就業促進資金] 担当：研修課

(1) 借受資格

森林大学校専攻科生徒のうち、新たに林業に就業しようとする者。

(他職種や公務員、公社など直接林業に就業しない場合は、定められた期限に関係なく返還が必要です。)

(2) 金額と期間

5万円以内/月（総額60万円）無利子

[日本学生支援機構の奨学金] 担当：総務課

(1) 奨学金の種類

給付型奨学金、無利子及び有利子貸与型奨学金

(2) 申込資格

経済的理由により就学に困難があると認められる人で、申込基準である「学力基準」「家計基準」の両方の基準を満たしていること。

(3) 金額と期間

金額は、申込時に設定（貸与型は設定金額の内、選択制）。

期間は、申込時から卒業予定期まで。

[授業料等免除] 担当：総務課

(1) 申込資格

授業料、入学料及び入学考査料

(2) 申込資格

兵庫県立森林大学校管理規則第17条の規定に定める次に掲げる者。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属している者

イ 経済的事情その他の理由により授業料等の負担が著しく困難な者

ウ 規則第10条第1項の規定により休学した者

エ 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者